

## 第4回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年9月20日(水) 午後4時から午後5時

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 治良
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦勞さまです。本總會の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので總會は成立いたします。

それでは、ただいまから第4回矢板市農業委員会總會を開催します。

議長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

會議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、4番君島委員、9番平久井委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、4番君島委員、9番平久井委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第3班、班長10番大森委員にお願いします。

10番大森委員

10番の大森です。本日午前9時30分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条を3件、農地法第4条を1件、農地法第5条を5件、計9件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告します。4条の案件については總會に持ち帰り皆様方からの意見を頂戴したいということでまとまりましたので、ご審議の程をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員にお願いします。

1番渡邊好雄委員

1番の渡邊好雄です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

譲受人はいちご専門で耕作している方です。專業農家で認定農業者でも

あります。なんら問題ないと推察いたしますので、ご審議をお願いします。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員をお願いします。

11番渡邊幸史委員

11番の渡邊幸史です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

贈与で経営を継続するので、何ら問題ないと見て参りましたが、ご審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第1号から第2号について、質疑意見等を求めます。

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(2) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、

「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」こととなっておりますので、私は退室することとなります。

つきましては、農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、

「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」こととなっておりますので、職務代理者に議長代理をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声有り)

異議なしとの声がありましたので、職務代理者は議長席をお願いいたします。

(14番 渡邊 浩正 委員 議長席に着席)

14番渡邊浩正委員

議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、10番大森委員をお願いします。

10番大森委員

10番の大森です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

南側では牧草をつくっている少し問題のある場所です。今回の譲受人であれば、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第3号について、質疑意見等を求めます。

5番石塚委員

農地を所有していない方が譲り受けられるのですか。

事務局

譲受人は耕作していませんが、耕作面積は一経営体でみるので、条件をクリアしています。

8番佐藤委員

別経営体でやるのではないのですね。

事務局

そうです。

8番佐藤委員

長男ではなく、次男や三男、妻の場合は認められるのですか。

事務局

同じ名字だからといって一経営体とは限らないので、独立した一経営体として見なせるかどうかケースバイケースで判断します。

議 長

他に質疑意見等ございませんか。

ないようなので、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第3号が終了しましたので、八木澤会長の入室を求めます。

(15番 八木澤 委員 入室)

議 長

議長を交替いたしました。

続いて、付議事件(3)議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の2ページをご覧ください。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、10番大森委員にお願いします。

10番大森委員

10番大森です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請人が引き継いで屋敷を所有しています。申請人が家庭菜園をするということです。今後空き家で農地がついている案件がいくつか出て

くと思われますので、皆様にご審議いただきたく思います。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第4号について、質疑意見等を求めます。

8番佐藤委員

この件について賛否の意見がございます。一つは隣接する農家の方の理解を得ないと、問題が生じるということ。もう一つはイノシシ対策やゴーストタウンを防ぐ為にはいいのではないかと思います。

議 長

ここで、暫時休憩いたします。

議 長

休憩に引き続き、議会を再開します。

質疑意見等ございますか。

8番佐藤委員

隣接の方の同意を得ること、事業計画を変更することを条件に許可するのはいかがでしょうか。

議 長

では、条件付きで許可をするということによろしいですか。

(異議なしの声有り)

条件付きで許可するというので、決定いたします。

続いて、付議事件(4)議案第5号から第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第5号の現地調査の詳細な報告を、10番大森委員にお願いします。

10番大森委員

10番大森です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この場所は、住宅に囲まれている畑なのでやむを得ないと見て参りました。皆様の審議をお願いします。

議 長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員にお願いします。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊好雄です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

先月出た太陽光の案件の隣です。線路に囲まれていて農地としての広がりが見込めないのではやむを得ないと見て参りました。ご審議をお願いします。

議 長

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員にお願いします。

11番渡邊幸史委員

11番渡邊幸史です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

西側は歩道になっていて抜けられないため、この場所を道路にすることです。やむを得ないと見て参りましたので、ご審議をお願いします。

議 長

次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、11番渡邊幸史委員にお願いします。

11番渡邊幸史委員

11番渡邊幸史です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

平成28年に農振除外になっているのでやむを得ないと見て参りました。ご審議をお願いします。

議 長

次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、1番渡邊好雄委員にお願いします。

1番渡邊好雄委員

1番渡邊好雄です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

年内に着工、終了し現況に戻るそうなので、やむを得ないと見て参りました。ご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。  
それでは議案第5号から第9号について、質疑意見等を求めます。  
原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声有り)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、付議事件(5) 議案第10号から第19号に農地利用集積計画に係る意見聴取についてを議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

【新規案件のみ朗読】

議 長

事務局の説明が終わりました。  
それでは議案第10号から第19号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長 原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。  
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・ 電気通信事業の事業計画書及び農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
- ・ 栃木県農政対策協議会の加入について
- ・ 農業委員活動記録セットについて
- ・ 青色申告に関する相談窓口のご案内について
- ・ 日本農業新聞の掲載記事について
- ・ 栃木県農業会議の市町村会費増額要望活動の実施について

議 長 ただいまの事務局説明について、質問があれば挙手願います。

(質問、意見なし)

それでは以上を持ちまして、第4回農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 八木澤 寛夫

議事録署名委員 君島 道夫

議事録署名委員 平久井 順一